

2012年11月28日

岡山県知事 伊原木隆太 様
岡山県教育長 竹井千庫 様
岡山県警察本部長 原 信造 様

日本共産党岡山県委員会
委員長 石井ひとみ
日本共産党岡山県地方議員団
日本共産党岡山県議会議員団
団長 森脇ひさき

2013年度予算編成にむけた要望

県民生活の向上、地域経済の発展のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

長引く不況の中、県民の暮らしは悪化の一途をたどっています。住民の暮らしを守る岡山県づくりが、県民の強い要望であり、ますます重要になっています。

さて、県民から寄せられた要望もふまえ、来年度予算編成に向けた要望をとりまとめさせていただきます。県政施策のいっそうの充実のため、来年度予算および国への提案に反映させていただきますよう要望いたします。

<重点項目>

1. 県民の消費・購買力向上をはかり、「デフレ不況」対策に力を入れること
 - ・消費増税の中止を求めること
 - ・TPPに反対すること
 - ・非正規雇用の拡大、無法人リストラを規制し、人間らしく安心して働ける岡山県にするために、あらゆるとりくみをすすめること。
2. 生存権保障の精神に立って社会保障を充実すること
 - ・後期高齢者医療制度の即時廃止、年金削減の中止、介護の充実を国に求め、高齢者・家族が安心できる岡山県にするためのとりくみをすすめること。
 - ・「骨格提言」にもとづく障害者総合支援法の制定を国に求め、県としても障害福祉施策の拡充をすすめること
3. 自然エネルギーの普及・拡大をすすめ「即時原発ゼロ」をめざすこと
4. 教職員の増やし、「いじめ」を解決できる体制を強化すること

1. デフレ不況から抜け出す政策を

景気低迷の中、県民の閉塞感も大きくなっています。働く人の所得が減り、消費が落ち込み、内需が冷え込む「デフレ不況」が深刻になっていることが原因です。したがって、来年度予算編成にあたっては、県民の所得を増やし、内需を活発にすることを重視するよう求めます。

- (1) 消費を減退させる消費税の増税を中止するよう国に求めること。
- (2) 大企業の内部留保（約 260 兆円）の一部でも、雇用や中小企業支援など「生きたお金」として還流させる仕組みをつくるよう国に求めること。
 - ①大企業のリストラ、雇い止めをやめるよう国、事業者を求めること。
 - ②大企業の大規模な人員削減計画に際して、自治体に通告するとともに、再就職援助など雇用確保への努力を義務づけるよう国、事業者を求めること。
 - ③「整理解雇 4 要件」をもとに解雇規制法を制定するよう国に求めること。
 - ③派遣や有期雇用など非正規労働を規制し、正規雇用を原則にするよう国に求めること。
 - ④長時間労働を是正し、ワークシェアリングによる雇用創出をはかるよう、国、事業者を求めること。
 - ⑤育児・介護休暇の取得、仕事と子育ての両立など、率先してとりくむよう事業者を求めること。
 - ⑥障害者の雇用促進に率先してとりくむよう事業者を求めること。
 - ⑦中小企業と大企業が公正・公平な取り引きができるよう、国、事業者に求めるとともに、大企業への監視を強めること。
- (3) 県として、以下の点に取り組むこと。
 - ①育児・介護休暇の取得、仕事と子育ての両立など、公務職場で率先してとりくむこと。中小事業所がとりくむ際の支援策を設けること。
 - ②特に、教育、福祉分野で雇用を拡大すること。
 - ③「公契約条例」を制定し、公契約時の低価格競争に歯止めをかけるとともに労働者の安全と人間らしく働く労働条件が確保される保障をつくること。
 - ④産業分野においては、農林漁業、地場産業、すべての中小企業を支援する予算にすること。

2. 社会保障の充実を

3年前の政権交代は、社会保障を切り捨て国民に痛みばかりを押し付けてきた自公政権への怒りが爆発したものでした。ところが民主党政権も、障害者等に約束した「障害者自立支援法」の抜本改定と「障害者総合福祉法」の制定を事実上棚上げし、自民・公明とともに消費税増税と「社会保障制度改革推進法」を決定し、解散直前の国会では年金支給の削減を強行しました。国民の怒りが再び大きくなるのは当然です。

「住民の福祉の増進を図ることを基本と」（地方自治法第一条の二）する県として、国民への約束を踏みにじる施策の是正を求めるとともに、県としてできる施策を早急に実施するよう求めます。

(1) 年金削減の中止と制度充実を国に求めること。

(2) 医療費の窓口負担を引き下げること。

①重度心身障害者医療費公費負担制度を元の無料にすること。

②精神障害者の医療費についても助成制度を設けること。

③重度心身障害者医療費公費負担制度の対象を、

i) 65歳を超えた新規障害者にも拡大すること。

ii) 内部障害3級障害者にも拡大すること。

iii) せめて、在宅酸素療法患者に対して医療費助成をおこなうこと。

④高齢者の医療費負担増の中止（1割据え置き）、現役世代の医療費の引き下げ（2割負担へ）を国に求めること。

⑤子ども医療費助成制度について、

i) 通院も中学卒業まで拡大すること。

ii) 障害のある子どもについては、「18歳まで無料」にすること。

iii) 国に、子ども医療費の無料化制度を創設するよう求めること。

⑥ひとり親家庭の医療費を定額負担にもどすこと。

⑦単県医療費補助制度の倉敷市への補助率を2分の1に引き上げること。

(3) 国民健康保険料を軽減すること等。

①国に対して国庫負担の引き上げを求めるとともに、県独自の負担を増額すること。

②国保料滞納者に対して、一律機械的に短期被保険者証や資格証明書を発行することのないよう市町村に助言すること。滞納者の医療機会を奪うことのないようにすること。

③国保の広域化に反対すること。

(4) 本人も家族も安心できる介護制度へ、充実をはかること。

①今年度の介護保険報酬改定のうち特に、ヘルパーの派遣時間を短縮したことを見直すよう国に求めること。

②利用料減免制度を拡充すること。低所得者の利用料を無料にすること。

③介護報酬の改善を国に求めること。

④絶対的に不足している介護職の増員ができるよう県としても財源措置を講じること。

⑤特別養護老人ホームを増設し、待機者をゼロにすること。

⑥不足している特別養護老人ホーム、小規模多機能施設の増設を引き続き努力すること。

⑦特別養護老人ホームを個室ユニット型に建て替える際の補助金制度を創設すること。また国に求めること。

⑧介護職による医療行為の一部解禁をうけ、介護職員の研修を徹底すること。

⑨後期高齢者医療制度の即時廃止を国に求めること。

(5) 「障害者自立支援法」を名実共に廃止し、障害者が希望する「総合福祉法」を制定するよう国に求めること。

①応益負担を中止し、障害者の医療・福祉を無料にすること。

②就労支援事業の利用料負担を無料に（または軽減）すること。

③補装具や日常生活用具の給付について、利用者の負担軽減策を講じること。用具の修理の必要が生じた場合にも公費負担とすること。

- i) 補装具について、基準額を超えた費用および修理費、消耗品費の補助。
- ii) 車いすの耐用年数を5年に短縮する独自措置。
- iii) 車いすの軽量化、からだの変形・残存機能に応じた車いす制作に対する補助。
- iv) 車いす・電動車いすのタイヤ交換、電動車いすのバッテリーの交換、クラッチの滑り止め先ゴムなど消耗品に対する補助。
- v) 排泄器官に障害を負った人のおしめ補助の年齢制限をなくすこと。

④介護・支援事業所での食費は原材料費のみの負担となるように補助すること。

⑤生活介護事業所および就労支援事業所の送迎を必要に応じて認め、予算措置をすること。

⑥地域生活支援事業にかかわるすべての事業の利用者負担分を補助すること。

⑦65歳を過ぎた障害者であっても希望すれば継続して障害者自立支援法にもとづく制度が利用できるようにすること。

たとえば、介護保険で訪問介護を利用する場合、1日10時間、月300時間を超えるヘルパーの派遣は困難であり、できたとしても自己負担が大きくなりすぎて結局利用できない。

⑧障害児をもつ親の要望に耳を傾け、種々の要望を早期に実現できるようとりくむこと。

⑨精神障害者の地域生活支援の充実をはかること。

(6) 障害児・者、患者等が安心して暮らせる制度へ拡充をはかること。

①低年齢難聴児に対する特別障害者手当のための検査方法を見直すよう国に求めること。

オージオメーターによる測定になったことで、低年齢児が特別障害者手当を受けられなくなってきたのは不当である。

②聴覚障害者が安心して行政窓口に行くことができるよう、県・市町村に手話通訳者ができる職員を配置すること。また研修につとめること。

③発達障害の相談体制の強化、周知をはかること。乳幼児検診等でもすべての家庭に発達障害に関する資料を配付すること。

④すべての障害者の参政権を保障するため、手話通訳の配置、点字広報の発行、投票所のバリアフリー化、在宅投票の周知等、必要な対策を講じること。

⑤自殺予防対策を強化すること。新型うつを含め、うつ病対策の啓発を強めること。夜間も含め相談業務を充実すること。

⑥肝炎対策基本法にもとづき、B型・C型肝炎患者の適正な救済ができるよう国に働きかけること。県としてもできる限りの支援をおこなうこと。

⑦すべての県民が、「がん対策」に必要なあらゆる医療等を受けることができるよう、体制整備を急ぐこと。

(7) 少子化解消のためにも子育て支援を充実すること。

①「子ども子育て新システム」の中止を国に求め、公的保育制度を堅持すること。

②認可保育所を計画的に整備し、待機児をゼロにするよう市町村を支援すること。

③「子どもの貧困」対策を強化すること。児童扶養手当の削減中止を求めること。

④学童保育の設置運営基準の策定すること。県の責任を明確にし、予算を増額すること。

(8) 雇用保険を拡充するよう国に求めること。国・市町村とも連携し、失業者への生活援

助と再就職支援を強化すること。

- (9) 生活保護からの排除をやめ、必要とするすべての人に受給権を保障すること。保護費の引き下げに反対すること。
- (10) ハンセン病療養所の将来構想を実行するため、県としても必要な支援をおこなうこと。
- (11) 市民病院に対して、安易な独立行政法人化をすすめるのではなく、公の責務を果たすよう市に助言すること。

3. 「即時原発ゼロ」、自然エネルギーへ転換を

東日本大震災にともなう原発事故を受け、原発からの撤退を求める世論が大きくなっています。①原発事故の被害はなお拡大を続けており、二度と事故を起こすようなことがあってはなりません。②原発稼働を続ける限り、処理方法がない「核のゴミ」が増え続けます。③今夏の電力需要をみても、原発を再稼働しなければならない必要性はありません。④「安全な原発」などあり得ません。——以上の点から、県としても「原発ゼロ」に向けたとりくみ、自然エネルギー普及・開発のとりくみを強化するよう求めます。

- (1) 国に対して、「原発からただちに撤退する」政治決断することを求めること。
- (2) 中国電力島根原発を再稼働しないよう強く求めること。新たな原発建設は中止し、原発ゼロへの転換をはかるよう国にも強く求めること。
- (3) 太陽光発電、小規模風力発電、小水力発電など再生可能エネルギーの利用促進を進めるために、啓発をすすめ、助成制度の拡充をはかること。
- (4) 八塔寺ダム等に小水力発電が設置できるよう、農業用水利権の緩和をおこなうこと。

4. TPPに反対、農林漁業の発展へ

TPP（環太平洋連携協定）は、「例外なき関税ゼロ」が大原則で、農作物の輸入は完全に自由化されます。「非関税障壁の撤廃」も大原則で、国民の安全の必要から設けられている輸入時の規制も大幅に緩和されます。医療、金融、保険、官公需・公共事業の発注、労働など、国民生活のあらゆる分野で「規制緩和」と「アメリカ型ルール」が押しつけられます。

したがって、TPPに参加せず、各国の経済主権を尊重し、民主的で秩序ある互惠・平等の貿易ルールを確立すること、農林漁業と農村を再生し、食料自給率を向上させることこそ必要であり、県としても、そのことを国に強く提案するよう求めます。

- (1) TPP締結に反対すること。締結しないよう国に強く求めること。
- (2) 農林水産業の振興、食料自給率の向上に全力をつくすこと。
 - ①農産物の再生産可能な価格で価格保障をおこなうよう国に求めること。
 - ②農業を産業として成り立つよう、農家の所得補償を充実するよう国に求めること。
 - ③地産地消を基本に据えて、地場産物の消費拡大への支援策を強化すること。
 - i) 米粉製品の普及を図ること。米製粉事業を支援すること。
 - ii) 地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
 - iii) 米・野菜など安全な食材が提供できるよう有機・無農薬栽培講座を開設するなど環境保全型農業の推進をすること。

- ④新規就農者定住促進対策の住宅貸家については、一定期間経過したら貸与とすること。
- ⑤ため池の補修費助成を増額すること。
- ⑥県産材を使用して住宅を建てる場合の助成を50万円に引き上げること。
- ⑦林業振興に取り組む体制を強化するとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。
- ⑧農林漁業に必要な燃油について、恒久的な減税措置を実施すること。

(3) 有害鳥獣対策を強化すること。

5. 防災の街づくり

南海トラフによる大規模な地震、ゲリラ豪雨への対応、水島コンビナートの防災対策など、県でも防災の課題は山積しています。県民の生命、財産を守るため、防災対策の強化、災害が起こった際の迅速な対応等、計画的に、着実に実施されるよう求めます。

(1) 震災・津波、液状化対策等について、

- ①専門家の意見もよくききながら対策を講じること。
- ②医療施設、福祉施設の耐震化を財政支援すること。
- ③保育園、放課後児童クラブの耐震化を財政支援すること。
- ④海岸、河川、ため池への対策を急ぐこと。

(2) 風水害対策について、

- ①近年の地理的条件、気象条件等の変化を踏まえ、治水対策を抜本的に見直すこと。
- ②海岸、河川の防災対策（河川の浚渫を含む）を急ぐこと。

(3) 要援護者への支援について、とりわけ障害者・家族、関係者も参加する災害時対策に関する会議を設置すること。

- ①個人情報保護に配慮しつつ、地域で生活する要援護者の把握をおこない、避難方法等を確認しておくこと。
- ②すべての障害者に確実に情報が伝達するよう必要な対策を講じること。
- ③被災した障害者や関係施設に対し、支援が届かないことのないよう万全を期すこと。

(4) 水島コンビナートの防災対策について、

- ①各種災害・事故への対策、地震・液状化・津波対策等に必要な対策を、事業所が確実に実施するよう指導しきること。
- ②地下配管の耐震化についても、対策漏れ等の不備が生じないようにすること。
- ③天然ガス国家備蓄基地の安全対策を確実なものにすること。管理責任を明確にすること。

(5) 備前市から岡山市へ向けて事業が進んでいる大阪ガスパイプライン工事について、安全管理徹底と丁寧な住民説明をおこない、万が一災害等が起きた時の補償を約束させるよう国、事業者へ求めること。

(6) 消防体制等について、

- ①「消防力の整備指針」が守れるよう消防本部や消防組合への県独自の財政支援をおこなうこと。
- ②消防の一元化はしないこと。

③県の出先機関における防災・災害対応の体制を維持・充実すること。

6. 子どものための教育へ

子どもの「いじめ自殺」が各地でおき、多くの国民が胸を痛めています。いじめ、不登校、暴力行為など、子どもと教育をめぐる状況に深刻さが現れているのは、行き詰まった政治や経済の状況と深い関係があると考えられます。

最近の教育行政は、テストで子どもをふるいにかける異常な競争教育、政治介入で教育の自主性を奪うなどを特徴としてきました。本来、教育は子どもの成長・発達、人格の完成のためにあります。その精神を生かし、真に子どもの立場に立った教育への転換をはかるべきです。

(1) 「いじめ」を解決できる体制の整備を求めます。

- ①子どもの命が最優先を原則にし、教職員、保護者ぐるみで対応できるよう体制整備をはかること。
 - i) 正規の教職員を増やし、教職員の「多忙化」を解消すること。
 - ii) 養護教諭（保健室の先生）を複数で配置すること。
 - iii) カウンセラー、ソーシャルワーカーを増やすこと。
 - iv) 児童相談所など専門機関とも早期に連携し、「深刻ないじめ」を解決するための体制を充実すること。
- ②子どもたちに対等な人間関係を築く力を育てることを重視すること。
- ③「厳罰」ではなく、加害者が心から反省する教育をおこない、いじめをやめるまで対応しきること。
- ④過度な競争によるストレス、社会全体にある弱肉強食の風潮、弱い立場の人を攻撃する風潮などを解決するよう、必要なとりくみ、働きかけもおこなうこと。

(2) 競争教育を一掃するため、県が先頭に立つことを求めます。

- ①全国学力テストに参加しないこと。
- ②県独自のいっせい学力テストを中止すること。テスト結果の市町村ごと公表を中止すること。

(3) 知事は、教育内容に介入せず、保護者、教職員、住民参加の学校づくりを尊重し、財政的に支援すること。

- ①教育委員会が、真に住民の声に耳を傾け、透明性の高い組織になるよう努力すること。
- ②学校は、子ども・保護者・教職員の三者で創意工夫して教育をすすめるようにし、教育委員会は、学校現場の取り組みを尊重し、支援すること。
- ③学校への住民参加も積極的におこなうこと。
- ④知事は、教育の自主性を尊重し、教育委員会の「解体」を口にしたり、教育委員会の考えに口を挟むことを慎むこと。
- ⑤「日の丸・君が代」の強制をしないこと。
- ⑥侵略戦争を美化する教科書の採択はしないこと。

(4) 教育予算の増額を国に強く求めるとともに、県としても独自でできる限りの予算措置をおこなうこと。

- ①高校授業料無償化の継続を国に求めること。
 - ②私学助成制度の拡充をはかり、高校授業料無償化によって生じている新たな公私間格差を解消すること。
 - ③定数内講師の配置（定数くずし）をやめ、正規教員を配置すること。
 - ④すべての学校で30人学級が実施できるよう正規教員を増員すること。標準法の改正を国に求めること。
 - ⑤栄養教諭を増員すること。
 - ⑥障害のある児童・生徒あるいはその保護者が、学区の小・中学校の支援学級への入学を希望し、市町村の就学指導委員会や学校長がそれを認めた場合、市町村教委が基本的にその求めに応じるよう助言すること。
 - ⑦発達障害児への各種支援の充実をはかること。教員および支援員を増やすこと。
 - ⑧給付制奨学金の創設を国に求めること。
- (5) 就職先が決まっていない新卒者への特別の支援を強めること。就職支援員、アドバイザーの増員、配置対象校の拡大とともに、年度末に向けた臨時的な配置も検討すること。

7. 地域生活の安心・安全と街づくり等

過疎化がすすむ中山間地域の課題解決は待ったなしの課題です。都市部においても商店街の衰退など深刻な事態も見受けられます。すべての県民が住んでいてよかったと言える岡山県にするために、これまで以上の取り組みを求めます。

(1) 公共交通を維持・確保する支援を県としても拡充すること。

過疎化の進行、自動車利用の増大等により、バス路線がなくなる地域が増加している。地方バス路線の維持、地域コミュニティバスの運行等、県民の公共交通の維持・確保について、県としても抜本的な対策を講じること。

(2) 倉敷駅周辺連続立体交差事業は中止すること。

事業の前提になっている区画整理事業が大きく進展する見通しは未だたっていないし、事業をおこなうには莫大な経費を必要とする。当初計画の地下道路の整備をすすめ、住民の知恵を集めた駅周辺の街づくりが進むようにするべきである。

(3) 障害者、高齢者が生活しやすいバリアフリーの県営住宅を整備すること。

(4) 錦海塩田跡地について、

- ①堤防等を国・県によって管理すること。
- ②瀬戸内市のメガソーラー計画にあたって、環境影響評価の実施と適切な助言をおこなうこと。

(4) ふるさとの川リフレッシュ事業を継続し、充実すること。

(5) 以下の場所について改修・整備を。

- ①県道69号線（西大寺備前線）福中・福元間の拡幅。
- ②県道83号線（飯井宿線）と県道69号線（西大寺備前線）が交差する門前バス停交差点から邑上橋西詰めにいたる区間の自転車道・歩行者道整備。
- ③干田川河川改修未施行箇所及早急な対応を。

- ④県道69号線（瀬西大寺線）の邑久駅南交差点付近の右折レーンの整備を。
- ⑤県道69号線（西大寺備前線）土師交差点（長船ちとせ保育園前）の右折レーンの整備を。
- ⑥千町川・干田川ポンプの点検と改修を。
- ⑦県道の白線等の引き直し、草刈のこまめな実施を。

8. 対等・平等の日米関係へ

津山市での米軍機低空飛行による土蔵崩壊、T P P、オスプレイ配備の問題など日米安保条約にしばられた異常な日米関係がクローズアップされています。郷土・岡山の真の安心・安全を確保するため、県としても国に対してははっきりものを言うことが求められています。

- (1) 日本全土で、夜間も含めた低空飛行が計画されている危険なオスプレイの配備を撤回するよう求めること。
- (2) 陸上自衛隊日本原駐屯地の「日米地位協定第二条四項B」にもとづく指定の取り消しを求めること。同駐屯地における日米共同訓練の中止を求めること。
- (3) 米軍機の低空飛行を今後も監視するとともに、事態が生じた際には、国はもちろん、米軍に対しても強く抗議すること。
- (4) 日本国憲法の「改正」に反対し、憲法を生かした平和な国づくりを求めること。
自民党が「集団的自衛権行使を明確化」することを公約するなどの動きが進んでいる。そもそも集団的自衛権の行使は日本の防衛とは無関係であり、「憲法九条に照らして許されない」と、政府が述べてきたことである。
- (5) 「核兵器のない世界」へ県としても、これまで以上のとりくみをすすめること。
国連事務総長も賛同している「核兵器のない世界」を求める署名に、まず知事や教育長が賛同するよう求めます。
- (6) 領土問題の解決は、歴史的事実と国際的道理に立った冷静な外交交渉を基本にして対応するよう、国に強く求めること。

以上